

新しい総合事業で利用できるサービス

介護予防・生活支援サービス事業

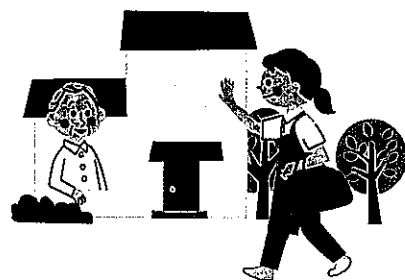
対象者

- ①要介護認定の要支援1・2の認定を受けた方
- ②基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方



サービス内容

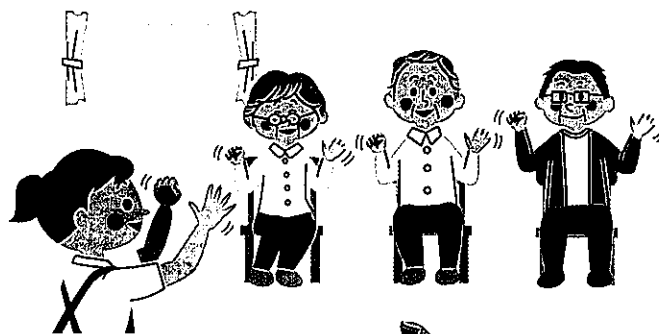
- 総合事業訪問型介護サービス
訪問介護員による掃除、洗濯など利用者が自力では困難な行為について、自立のためのホームヘルプサービスを提供します。
- 総合事業通所型介護サービス
通所介護施設において生活機能向上のための体操などを行います。



一般介護予防事業

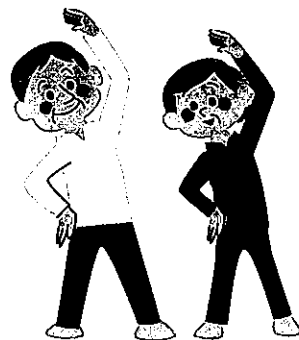
対象者

65歳以上のすべての高齢者



サービス内容

- 各種介護予防教室
生活機能の維持・向上のための教室があります。
- 地域リハビリテーション活動支援事業
住民運営の通いの場に、リハビリテーション専門職を派遣して、地域の介護予防の取り組みを支援します。



●石岡市高齢福祉課

〒315-8640 石岡市石岡一丁目1番地1

TEL 0299-23-1111

●石岡市地域包括支援センター

〒315-0009 石岡市大砂10527番地6

TEL 0299-35-1127

いつまでも自分らしい生活を続けるために

介護予防

平成29年4月スタート

日常生活支援総合事業

利用の手引き



介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の認定を受けた方
基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が対象

一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者が対象

介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を合わせて介護予防・日常生活支援総合事業（以下新しい総合事業）と呼びます。

石岡市

新しい総合事業を利用して自分らしい生活を続けましょう

新しい総合事業とは

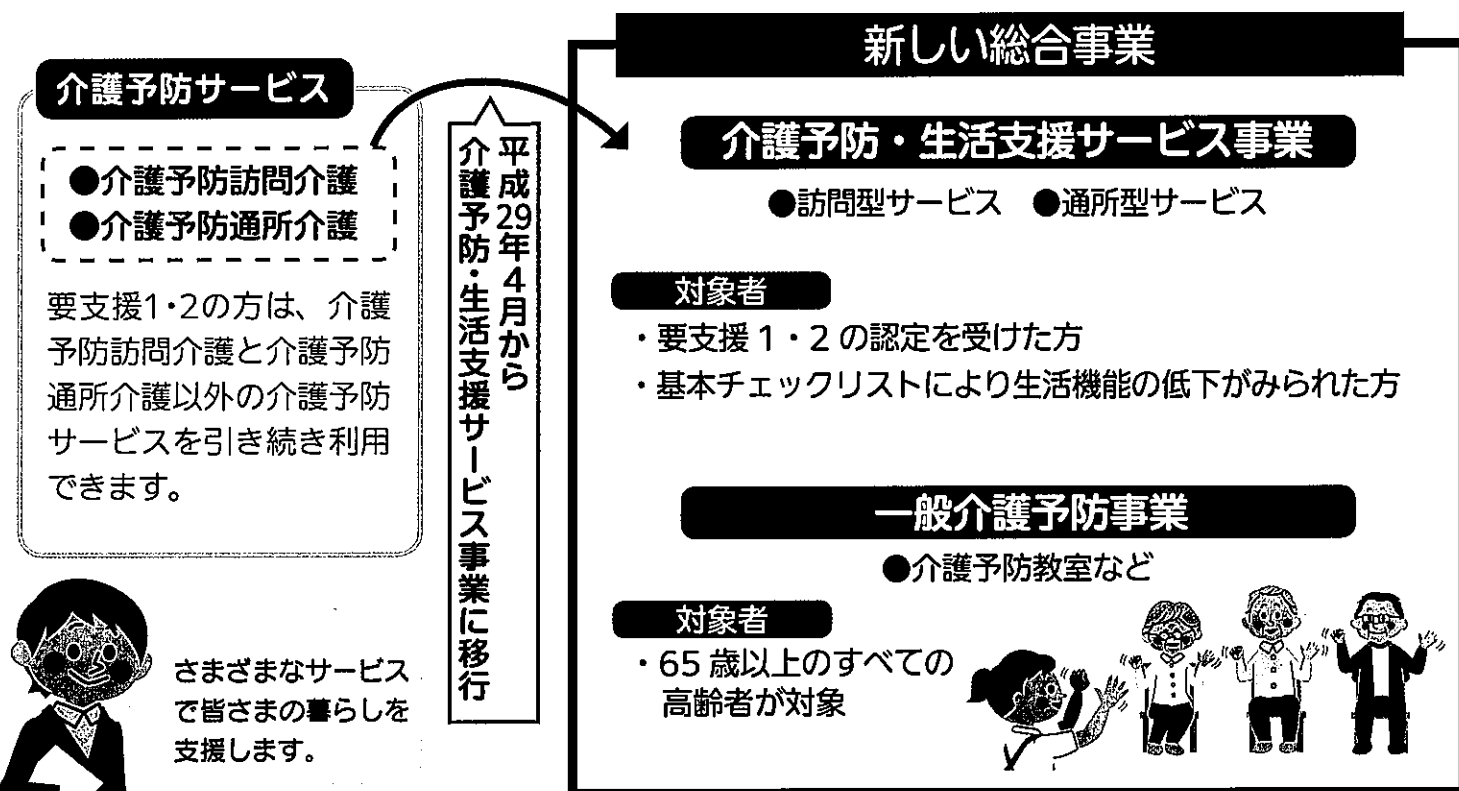
新しい総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、

介護予防・生活支援サービス事業 と **一般介護予防事業** の二つからなります。

地域のニーズや実情に応じた多様なサービスが提供されることが期待されています。

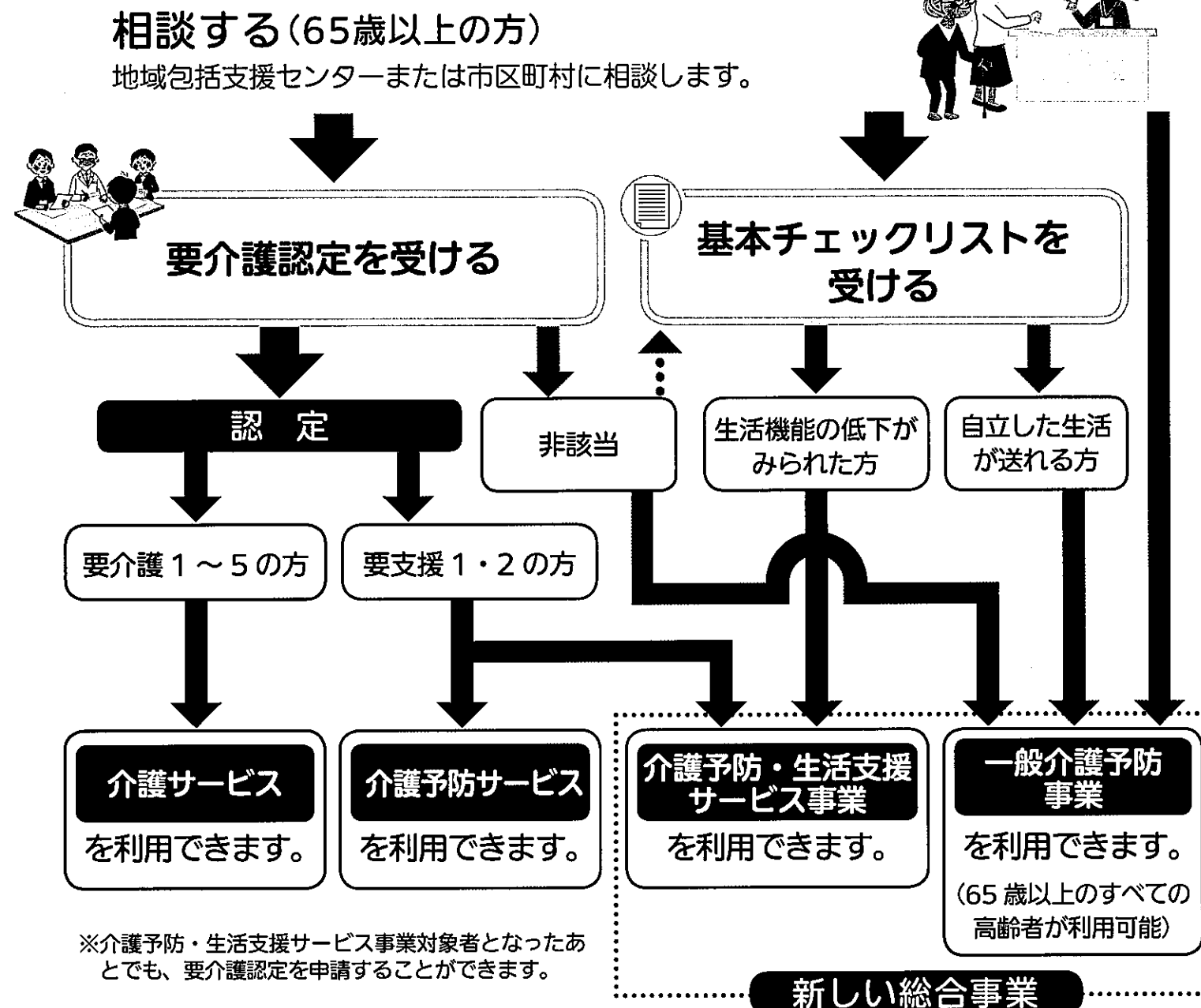
新しい総合事業のポイント

- **介護予防サービス** の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、**介護予防・生活支援サービス事業** に移行します。
要支援1・2の方は、**介護予防・生活支援サービス事業** と **介護予防サービス** を利用できます。
- **介護予防・生活支援サービス事業** のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。(要介護認定は不要です)



新しい総合事業 利用の流れ

新しい総合事業には、要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。



基本チェックリストとは

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

基本チェックリスト(一部)

- バスや電車で1人で外出していますか?
- 転倒に対する不安は大きいですか?
- 週に1回以上は外出していますか?
- 今日が何月何日かわからない時がありますか?